

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	実績値	取組結果	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R 2	1	1	1	コーディネーター訪問事業所数	社	10	12	12	①	A
R 2	2	1	1	自助（一斉帰宅の抑制）・共助（一時滞在施設の確保）の取組の地域への展開	－	地域への展開のあり方の検討	地域への展開のあり方の検討	鉄道事業者・エリマネ団体等と連携して情報提供方法を検討	①	A
R 2	3	1	1	帰宅困難者対策計画・マニュアルの改訂	－	南海トラフ巨大地震を想定した計画・マニュアルの改訂	南海トラフ巨大地震を想定した計画・マニュアル（案）の作成	南海トラフ巨大地震を想定した計画・マニュアル（案）の作成	①	B

令和2年度の進捗評価における目標値は「地域への展開のあり方の検討」、実績値は「地域への展開のあり方の検討」、取組結果は「鉄道事業者・エリマネ団体等と連携して情報提供方法を検討」とされている。

令和3年度のA P 25－2の進捗評価欄は以下のとおりである。

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R 3	1	1	1	コーディネーター訪問事業所数	社	10	29	41	①	A
R 3	2	1	1	自助（一斉帰宅の抑制）・共助（一時滞在施設の確保）の取組の地域への展開	－	地域への展開及び目標値の設定・達成率の評価	地域への展開及び目標値の設定・達成率の評価の完了※1	地域への展開及び目標値の設定・達成率の評価の完了※1	①	A
R 3	3	1	1	帰宅困難者対策計画・マニュアルの改訂	－	訓練の実施による計画・マニュアルの検証	訓練解説動画を作成し協議会員に送信	訓練解説動画を作成し協議会員に送信	①	A

令和3年度の進捗評価における目標値は「地域への展開及び目標値の設定・達成率の評価」、取組結果及び実績値は「地域への展開及び目標値の設定・達成率の評価の完了」とされている。

これらの記載を見ても、具体的にどのような取り組みがなされ、どのような実績があり、目標達成にどの程度近づいたのかを読み取ることはできない。また、進捗評価欄において、実績値と取組結果の区別もさほど意識されていないようである（他のアクションプランの個別施策シートも同様であるが、令和2年度のシートと令和3年度のシートでは、「実績値」と「取組結果」の記載場所が逆転している。）。

危機管理室へのヒアリングの結果、A P 25－2の進捗管理指標として掲げられている「自助（一斉帰宅の抑制）・共助（一時滞在施設の確保）の取組の地域への展開」に該当する活動内容は、「帰宅困難者対策協議会において、地域での取組方法を議論するとともに鉄道事業者・エリアマネジメント団体等と連携して発災時の情報提供方法の検討」を行うことであるとのことであった。また、令和2年度のA P 25－2の取組結果欄記載の「鉄道事業者・エリマネ団体等と連携して情報提供方法を検討」とは、令和2年11月、12月、令和3年3月に大阪市高速電気軌道株式会社の担当者と駅改札内のサービス情報表示器（デジタルサイネージ）を活用した情報発信

(一斉帰宅抑制の呼びかけ、情報入手ツールの啓発)を検討したことを指すということが明らかになった。

そうであるならば、協議会での議論や、「行政・企業等が帰宅困難者を支援できる環境づくり」につながる具体的な取組の実施内容を進捗管理指標とし、実際に実施された取組内容を取組結果として明記するべきである。

イ 必要な施策

もっとも、想定される徒歩帰宅不可能者を十分に収容できるだけの一時滞在スペースが確保されていない現状があるにもかかわらず、「帰宅困難者対策協議会において、地域での取組方法を議論するとともに鉄道事業者・エリアマネジメント団体等と提携して発災時の情報提供方法の検討」を行うのみでは、A P 25の最終目標である「帰宅困難者対策の確立」を達成することは不可能である。帰宅困難者がターミナル駅周辺に滞留することにより、滞留者が危険にさらされるだけでなく、救助・救援活動等に支障が生じる可能性がある結果の重大性も考慮すれば、個別施策としては、少なくとも想定される徒歩帰宅不可能者の数に足るだけの一時滞在スペースの確保を掲げるべきである。加えて、一時滞在スペースは民間から任意に提供されるものであり、発災時の状況によっては当該スペースの一部が使用できない事態も十分にあり得る。そのため、最終的には、徒歩帰宅不可能者の数以上に、可能な限り多くの一時滞在スペースを確保しておくことが必要になる。

以上より、A P 25-2の個別施策は、十分な一時滞在スペースの確保とすべきである。これを達成するための進捗管理指標は、一次的には想定される徒歩帰宅不可能者の数に足るだけのスペースに対する確保できたスペースの割合等とし、当該割合が100%に達した後は、より細かいエリアにおける帰宅困難者の総定数に応じたスペースを指標としたり、年間新規確保スペースの広さを設定するなど、引き続き具体的な数値目標を掲げてP D C Aサイクルを回すべきである。

よって、上記のように意見する。

(4) 【意見53】(A P 25-2) 進捗状況の管理(P D C Aの視点)

危機管理室は、必要十分な一時滞在スペースが確保できるように、数値目標も定めつつ適切に管理されたい。

(理由)

前述のとおり、大阪・梅田駅周辺地区では、徒歩帰宅不可能者は約2.6万人であると想定されているが、これだけの人数が滞在できるだけの一時滞在スペースは確保できていない。また、天王寺・阿倍野周辺では、徒歩帰宅不可能者は約0.6万人と想定されており、必定十分な一時滞在スペースが確保されているとの回答である。しかし、天王寺・阿倍野駅周辺地区帰宅困難者対策計画によると、一時滞在スペースは、「施設の屋内スペースであることを基本とする。」とされているにもかかわらず、天王寺公園も一時滞在スペースとしての活用が見込まれている。しかし、雨天、真冬、真夏などの状況によっては帰宅困難者の滞在場所として適切とはいえない。

それにもかかわらず、進捗評価がAとされた場合、帰宅困難者対策が万全の状態になっていると市民に誤読される可能性がある。緊急避難的に最良の施設が準備できないことはやむを得ないとして、準備段階に過ぎない現時点では、最善の対策を講じることを目標に、数値目標を設定した上で、適切に進捗を管理されたい。

第20【A P 26 災害時の外国人への情報提供等】

1 アクションプランの概要

No.	26	災害時の外国人への情報提供等	主担当	経済戦略局
事業概要	<p>本アクションは災害時の外国人のサポートに関するものであり、3つの細目(枝番)により構成される。</p> <p>【A P 26-1】 大阪市での大規模災害の発生時には、大阪市天王寺区上本町8丁目2-6所在の大阪国際交流センター内に「大阪市外国人住民のための災害多言語支援センター」が設置され、多言語による情報提供及び相談対応や通訳・翻訳ボランティアの手配等により、区役所の外国人対応を支援することが予定されている。そこで、平時に区及び同センターと連携して訓練を行い、同センターの運営マニュアルの検証等を行って、実効性を高めることが求められる。</p> <p>【A P 26-2】 災害時に来阪外国人旅行者に対して必要な情報を提供するため、多言語に対応した多機能型の観光案内表示板を整備することが要請されている。</p> <p>【A P 26-3】 災害時に来阪外国人旅行者が一時的に滞在できる場所を提供し、必要な支援を実施するため、宿泊施設との協定の締結を進めることが必要とされている。</p>			
枝番1	目標	区役所と連携した多言語支援センター運営マニュアルの実証的な検証と実効性の向上		
	主な取組内容	1) 危機管理室、市民局とも連携しつつ、モデル区を選定し、連携して防災訓練を行いマニュアルを検証する。 2) 検証の結果をマニュアルに反映するとともに、区の地域防災マニュアルへの導入を支援		
	取組所属	経済戦略局		
枝番2	目標	多機能型の観光案内板(デジタルサイネージ)等の情報発信ツールを活用した、来阪外国人旅行者への災害時に必要な情報の多言語による提供機会の増加		
	主な取組内容	災害時の情報発信が可能な、多言語に対応した多機能型の観光案内板の整備		
	取組所属	経済戦略局		
枝番3	目標	来阪外国人旅行者に対し、災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用を可能とする宿泊施設との協力関係を構築		
	主な取組内容	宿泊施設等に対し、災害時の旅行者受け入れ等の協定の締結を働きかける		
	取組所属	経済戦略局、危機管理室		

2 指摘及び意見

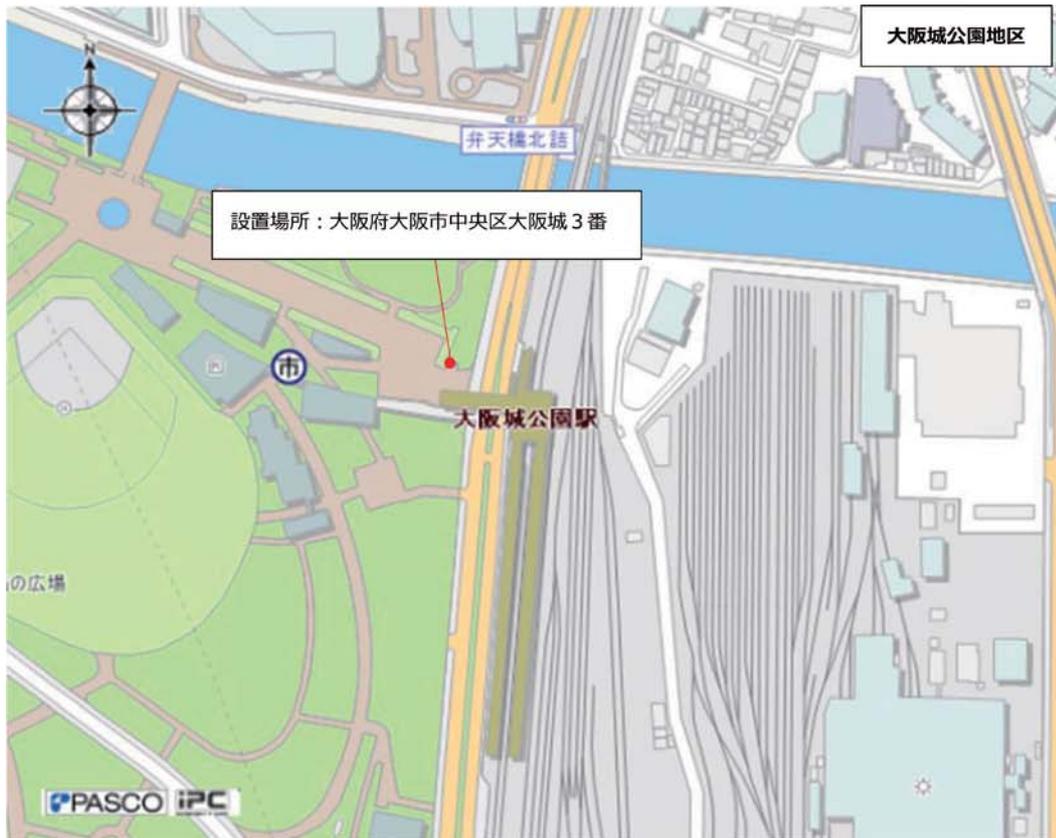
(1) 【意見54】(A P26-2) デジタルサイネージの有効利用(情報伝達/多様性・要配慮者への合理的配慮の視点)

経済戦略局は、大阪府中央区心斎橋筋1丁目1番10号先に設置されたデジタルサイネージが有効に利用されるよう、放置自転車対策について、道路管理者に対応を求めるとともに、受託者の維持管理の範囲において、対策を講じられたい。

(理由)

ア 令和3年度に、経済戦略局が取り組む観光案内表示板機能強化事業の受託業者によって、大阪府域に5基の観光案内表示板が設置された。その具体的な場所は後掲の地図のとおりであり、3基は中央区心斎橋の長堀通沿い、1基は同区の大坂城公園内の大阪環状線大坂城公園駅傍、1基は生野区のコリアンタウン内に設置されている。





(大阪市経済戦略局観光課より提供)

このうち、特に中央区心斎橋筋1丁目1番10号先（長堀通沿いの南側）と大阪城公園内のものは、タッチパネルで操作して必要な情報を検索、閲覧することのでき

る多機能型の観光案内表示板（デジタルサイネージ）である。

このデジタルサイネージは来阪外国人旅行者に対して多言語で情報を発信するツールとしての機能も有しており、タッチパネルを操作して切り替えることで、日本語のほか、英語、中国語、韓国語での表示が可能である。また、メインスクリーン脇の高さの低いところに例えば車椅子利用者でも操作することのできる補助スクリーンが備えてあり、この補助スクリーンで操作することで、メインスクリーンに表示される情報の検索、閲覧が可能な仕様となっている（後掲の写真参照。中央区心斎橋1丁目1番10号先に設置されたデジタルサイネージを撮影したもののだが、大阪城公園内のものも同様である。）。

デジタルサイネージは、主に来阪外国人観光客等を念頭に、その周遊性、回遊性を向上させようとするものであるが、観光案内表示板としての機能を強化することによって、外国人の他、障がい者、高齢者等、様々な立場の人に対する情報提供に関して、その特性に応じた合理的配慮を行おうとするものであり、災害発生時にも有効な情報発信ツールとしての機能を果たすことが期待されている。



(撮影場所：中央区心斎橋筋1丁目1、撮影日時：令和4年8月31日18時頃)



(撮影日時、場所は同上)

イ このように、デジタルサイネージは様々な人に対する有効な情報発信ツールとしての機能を有しているが、現地確認のために平日の夕方に中央区心斎橋筋1丁目1番10号先を訪れたところ、デジタルサイネージ前の歩道上には複数の自転車が駐輪されており、近づいてタッチパネルを操作することが容易ではない状況であった。当時の状況は後掲の写真のとおりだが、これでは、とりわけ車椅子利用者はデジタルサイネージに近づくことができず、必要な情報の検索、閲覧は困難といわざるを得ない。



(撮影日時、場所は同上)

ウ この場所は心齋橋商店街の入口付近に位置しており、人や自転車の通行量も多い。付近を見渡すと、デジタルサイネージの西方数メートル離れた路上に「自転車放置禁止区域」と記載された道路標示が存在するが、分かりやすい位置にあるとはいえず、十分に機能していないといわざるを得ない。

エ デジタルサイネージがいかに関心のある人に対する情報発信の機能を有しているとしても、実際に近づいて操作することができなければ、その機能は十分に果たされない。したがって、道路管理者や受託者との間で、デジタルサイネージの有する機能を十分に発揮するべく、協議を行い、可能な対策を講ずるべきである。

(2) 【意見55】(A P 26-3) 進捗管理指標及び目標値の内容(PDCAの視点)

経済戦略局及び危機管理室は、本アクションに基づく取組について、より具体的な進捗管理指標及び目標値を設定されたい。

(理由)

ア 本アクションの目標は、来阪外国人旅行者が災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設を利用することができるよう、宿泊施設の受け入れ態勢の整備を推進することとされ、経済戦略局と危機管理室によって、宿泊施設等に対し、災害時の旅行者の受け入れ等の協定の締結を働きかける取組が進められている。令和3年度末の時点では、外国人旅行者の多い区を中心に合計26の宿泊施設との間

で協定が締結されており、協定締結施設については下記の大阪市ホームページで一覧が公表されている。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/cmsfiles/contents/0000551/551294/itijitaizaisisetuhotel.pdf>

締結された協定において、施設は、施設内の安全を確保した上で、宿泊者等以外の旅行者の一時的な受け入れを行うため、滞在場所（ロビー、ホール等）の提供、公共交通機関の運行情報等の多言語での提供、飲料、食料及び寝具等の提供等を可能な範囲で実施することなどが定められている。

イ この点、経済戦略局と危機管理室の進捗管理シートを見ると、本アクションの進捗管理指標は「宿泊施設への協定締結の働きかけ」、目標値は「他の施設へ拡大展開」と、それぞれ設定されている。

進捗評価											
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	実績値	取組結果	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価	
R 3	1	1	1	防災訓練の実施	区	5	5	6	①	A	
R 3	1	2	1	各区におけるマニュアルへの導入	区	5	5	6	①	C	
R 3	2	1	1	観光案内板運用基数	基	30	2	2	②		
R 3	3	1	1	宿泊施設への協定締結の働きかけ	—	他の宿泊施設へ拡大展開	外国人入込客数の多い区の施設への働きかけを行い、19施設と協定締結	26施設と協定締結	①	A	

(経済戦略局作成の令和3年度のA P 26の個別施策シートから抜粋)

進捗評価											
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	実績値	取組結果	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価	
R 3	3	1	1	宿泊施設への協定締結の働きかけ	—	他の宿泊施設へ拡大展開	18ホテルと受け入れ協定締結	26ホテルと受け入れ協定締結	①	A	

(危機管理室作成の令和3年度のA P 26の個別施策シートから抜粋)

しかし、本アクションの目標は、来阪外国人旅行者が災害発生から帰国までの間の一時的な滞在場所として宿泊施設の利用ができるようにすることであるから、重要なのは、協定を締結することにより大規模災害発生時に協力を得ることのできる宿泊施設を確保することであり、協定の締結を働きかけることではない。また、個別施策シートには、各年度の実績値、取組結果、個別施策の進捗評価、目標に対する進捗評価が記載されているが、目標値の内容が具体的でないため、実績値、取組結果が果たして目標をクリアしているのか、ひいては、経済戦略局と危機管理室が自ら行っている進捗評価が適切なものか、確認できない。

ウ そこで、経済戦略局及び危機管理室においては、例えば、進捗管理指標を受入可能な一時滞在施設の収容人数とし、内閣府が平成27年3月に策定したガイドライン（大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン）で示した床面積約3.3平方メートルあたり2人の収容や来阪外国人旅行者の想定数を踏まえた具体的な数値目標を設定するなど、目標との関係で有効かつ進捗管理に適した進捗管理指標や目標値を設定されたい。

第21【A P 27 在住外国人への防災意識啓発活動の推進】

1 アクションプランの概要

No.	27	在住外国人への防災意識啓発活動の推進	主担当	危機管理室
事業概要	<p>A P 27は、在住外国人への防災意識啓発活動に関するものである。</p> <p>居住する外国人に対しては、日頃からの防災知識の普及・啓発を行い、災害時行動力の向上に努めることとし、来訪者としての外国人に対しては、災害時に自国又は次に予定している旅行先などへ安全かつ速やかに移動できるよう、駐日外国公館、宿泊施設、事業所等と協力した災害情報の提供に努めることを目的とする。また、災害時の多言語による地震情報や災害情報・安否情報・被災情報提供など災害時における外国人への支援策の充実も必要となる。</p> <p>災害による被害の軽減を図るためには、地震や災害による被害、防災対策に関する正しい知識を持って行動することが必要であることから、防災知識の普及・啓発活動が求められる。特に、外国人住民には、区役所は経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センター（以下、「国際交流センター」という。）等と連携し、外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施に努め、併せて、危機管理室、国際交流センター等で作成する外国語版の防災ツールの配布や防災情報のホームページの多言語化や「やさしい日本語」等により情報提供に努め、防災意識の高揚を図ることが要請される。</p>			
枝番 1	目標	平時における在住外国人向けの防災教育や防災訓練等の実施の検討		
	主な取組内容	在住外国人向けの防災教育・防災訓練の実施		
	取組所属	全区		

2 指摘及び意見

【意見56】（A P 27- 1）他団体との連携強化（政策の統合・調整の視点）

各区は、経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センターと連携し、外国語通訳の確保に関し、各区间で重複が生じないようにするため、多様な団体との連携をされたい。

（理由）

天王寺区のヒアリングによると、災害時の外国語通訳の確保については、公益財団法人大阪国際交流センターの災害多言語支援センターを想定しているとのことである。しかし、同センターは市内でも著名な施設であるため、天王寺区に限らず、他の近隣区からも派遣の依頼が要請されることが想定される。

災害時に1つの団体に派遣要請が集中する可能性も生じることから、大阪市全体で、外国語学校やそこに通う学生、教員も含め、複数の団体と協定を締結することが望ましい。各区は、経済戦略局及び公益財団法人大阪国際交流センターに限らず、全市的な多様な団体との連携を検討されたい。

第22【A P 28 防災意識の啓発】

1 アクションプランの概要

No.	28	防災意識の啓発	主担当	危機管理室
事業概要	<p>A P 28は、防災意識の啓発に関するものであり、2つの細目（枝番）から構成される。</p> <p>市民等に対して、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る（共助）」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。市内に滞在及び通過する市民等に対しても、ハザードマップ等を活用するなど、市域における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努める。行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</p> <p>「災害に強い人づくり」のため、各種の防災教育や防災訓練、防災マニュアル教材の作成等の企画・実施に努め、防災教育環境の充実に努めるものとし、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>A P 28－1は、防災イベントや防災訓練、講演会などの実施を求めている。</p> <p>A P 28－2は、ハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等のツールの整備を求めている。</p>			
枝番1	目標	防災イベントや防災訓練（避難訓練等）、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施		
	主な取組内容	【全区】【危機管理室】 防災訓練や講演会を通じた防災知識等の普及		
	取組所属	全区、危機管理室		
枝番2	目標	必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善		
	主な取組内容	【全区】【危機管理室】 啓発資料の内容見直し		
	取組所属	全区、危機管理室		

2 指摘及び意見

(1) 【意見57】（A P 28）「自助」の考え方の啓発（市民に対する情報伝達の視点）

（結論）

危機管理室は、A P 28（防災意識の啓発）に関連し、市民に対し、「自助」の考え方の啓発に努めるべきである。

（理由）

ア 「防災意識の啓発」には、「自助」の考え方の啓発も必要であること

A P 28の事業概要には、「自らの地域は自らで守る（共助）」考え方についての記

載はあるものの、「自助」に関する記載はない。

大阪市防災・減災条例第3章「市民の責務」第8条第1項は、「市民は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組を行うよう努めなければならない。」と定めている。また、大阪市地域防災計画第4節「4-1市民の責務・役割」においては、「市民は、自助・共助の考え方にに基づき、」として上記同様の努力義務が明示されている。大阪市地域防災計画では、防災・減災の実現のため、自らのことは自らが守るという考え方を「自助」と表現している（第1部総則第1節1-2）。

このように、AP28の目的である「防災意識の啓発」には、「共助」だけでなく、「自助」の考え方の啓発も必要であることは明らかである。

イ 「公助」への依存と「公助」の限界

市民の中には、災害が起きた場合には全て「公助」により対応される、例えば、「発災時には、ひとまず避難所に避難すれば、自治体が十分な備蓄や設備を用意しているはずなので、食料等の備蓄品を受け取ることができ、避難生活を送ることができる。」と考える人も少なからずいるように思われる。このように考える市民は、発災時に適切な避難場所の選択ができない、事前に十分な備蓄を用意できないなどのおそれがある。

実際には、府や市、区が住民全員分をカバーできるほど十分な備蓄や避難所を確保することは、金銭的にも物理的にも不可能である。府や市、区で備蓄している食料品等の量は、その全人口をカバーしたのではなく、南海トラフ巨大地震ないし各直下型地震における「想定避難所避難者数」を基に算出されたものであるから（大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針）、在宅避難が可能な人口まで受け入れる余力はない。発災時には、職員も被災し、災害対策活動を十分に行えない事態も想定される。在宅時に発災した場合には、避難所へ移動する方が危険を伴う可能性もある。警報等が発表される前に開設される自主避難者向けの避難所（自主避難所）については、そもそも必要な食糧・日用品等は避難者自身で準備、持参することが基本であり、原則として食糧等の配布は行われぬ（大阪市避難所運営にかかる備蓄計画3.1.2）。また、ここ数年においては、避難所における感染症拡大を回避する必要から、避難所の収容人数の再考も検討されるべき事項となっている。

このような市民の「公助」への依存的な考え方と、発災時の「公助」の限界とのギャップを埋める必要がある。

ウ 「自助」の考え方の啓発方法

現在、危機管理室は、防災に関する広報を行うために様々なチラシ等を作成し、「市民防災マニュアル」の第4章において「自助・共助が命を救う！」との記事が掲載されているものの、「自助」の重要性を正面から取り上げたチラシは見当たらなかった。

「自助」意識の啓発手法は様々考え得るが、「公助」には限界があるということを明確に示すことが肝要である。例えば、避難行動に関していえば、府や市、区における備蓄や避難所の収容人数は全人口をカバーできるものではないことを明らかにし、①自宅で生活を継続できる場合には在宅避難をすべきこと、②在宅避難が不可能な場合でも、親戚・知人宅での避難が可能であればそちらに避難すること、③それも無理である場合に初めて、感染症対策を講じた上で避難所への避難すること、という行動基準を示すことが考えられる。

なお、危機管理室が作成している「防災マニュアル」には、「非常持ち出し品」や「家庭に備えておくもの」がチェックリスト方式で掲載されている。「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」の「1.1市民の責務について」を受けて例を示し啓発

を行っているものであるが、マニュアルを見ながら目の前の備蓄品をチェックできる点で、有用なものである。これらとともに、前提となる「自助」の考え方や「公助」の限界を伝えることで、「非常持ち出し品」や「家庭に備えておくもの」が必要である理由や、発災時の適切な避難行動について、市民の理解がより深まるものと思われる。

よって、上記のとおり意見する。

(2) 【意見58】(A P 28-1、2) 進捗管理指標の改善 (PDCAの視点)

危機管理室は、A P 28-1 (防災イベントや防災訓練 (避難訓練等)、講演会等による防災知識等の普及啓発の実施) 及びA P 28-2 (必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善) に関する個別施策シートにおいて、アクションプランの目的に即した目標値を設定し、効果のある活動を行うべきである。

(理由)

A P 28に関する危機管理室の令和3年度の進捗評価は、以下のとおりである。

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R3	1	1	1	宿泊施設への協定締結の働きかけ	-	地域の状況に応じた普及活動を行う	地域の状況に応じた普及活動を行う	地域の状況に応じた普及活動を行う	①	B
R3	2	1	1	資料の内容見直し		その時点の内容を反映した見直しを行う	その時点の内容を反映した見直しを行う	その時点の内容を反映した見直しを行う	①	B

上記の内容は、令和2年度の個別施策シートにおいても全く同じであった。

A P 28-1の進捗管理指標は「防災訓練や講演会の実施」であり、短期、中間、最終取組とともに、「目標値」「実績値」「取組結果」は、いずれも「地域の状況に応じた普及活動を行う」となっている。

A P 28-2の進捗確認指標は「資料の内容見直し」であり、短期、中間、最終取組とともに、「目標値」「実績値」「取組結果」は、いずれも「その時点の内容を反映した見直しを行う」とされている。

継続的に行うべき取組であり、必ずしも数値での進捗管理が最適であるとはいえない取組であることは理解できるものの、「目標値」「実績値」「取組結果」が全く同じでは、進捗が管理されているとはいえない。例えば、A P 28-1については、これまでの防災訓練や講演会の実施回数を基に、これらの実施機会をさらに増やすべく、さらに上乗せした回数を目標値として設定することが考えられる。また、A P 28-2についても、少なくとも年に1度は更新されていない資料がないか総点検を行うことを目標値とする、改善を行った資料の数を実績値とするなどが考えられる。

よって、上記のとおり意見する。

(3) 【意見59】(A P 28-1) 進捗管理指標の改善 (PDCAの視点)

- ①各区は、進捗管理指標と目標値の設定を再検討されたい。
- ②策定チームは、各区による進捗管理指標と目標値の設定が適切であることを検討の上、情報共有をするなどし、適切な指標や目標を設定するように助言されたい。

(理由)

ア 目標値の設定

各区は、本アクションプランの個別施策の進捗管理指標として啓発活動の実施、

防災イベント・講演の実施等を掲げている。この目標値としては、年12回～20回、22回など多数回の目標を掲げている区もあるが、1回～4回程度の目標を掲げている区が16区あり、目標値の設定がされていない区も2区あった。

過度な負担になってはならないものの、容易すぎる目標値を設定したのでは、安易に進捗評価がAとなり、啓発が適切に進んでいるかのような誤解を与えかねない。

については、各区は、他の区の目標設定や過年度の状況なども踏まえながら、適切な目標値を設定されたい。また、策定チームにおいても適切な目標値が設定され、安易に低い目標が設定されないように助言をされたい。この点、各区の目標値の設定状況を情報共有することも有益である。他方で、安易に低い目標のまま横並びにならないよう、策定チームにおいて適切に助言は行うべきである。

イ 進捗管理指標の設定

また、各区の進捗管理指標は、いずれも各区の活動回数などの行動指標であって、その行動の結果、何名の参加があったのか、何名に広報、啓発が行き届いたのか、といった成果指標が用いられていない。そのため、各区の活動が効果的であるかを検証することができない。

したがって、各区は、行動指標と合わせて成果指標も進捗管理指標として加えた上で、当該活動が効果的であるかを検証できるようにされたい。また、本アクションプランを担う策定チームにおいても、真に目的を達成するために何が必要か、それに向けた目標設定と活動が行われているかを管理するべきであるところ、これまでの各区の取組をみるに、そのような役割が果たされていたとはいえない。については、策定チームにおいても、各区において適切な成果指標が設定され、適切な進捗管理がされるように助言されたい。

取組の目標・進捗等の設定管理については、各所属のマネジメントにおいて設定される必要があるが、危機管理室においても他の区の状況を共有するなど適切な進捗管理指標の設定がされるよう助言されたい。

(4) 【意見60】(A P 28-2) 防災マニュアルの積極的な配布(市民に対する情報伝達の視点)

危機管理室は、A P 28-2(必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善)に関し、市民が容易に市民防災マニュアルを入手できる環境を整え、積極的に配布するとともに、市民情報プラザなどの関連部局に対しても、積極的な配布を求めるべきである。

(理由)

危機管理室は、A P 28-2の取組に関連して、市民防災マニュアルを作成している。市民防災マニュアルは、市のホームページで公開しているほか、「市民・事業者への防災・減災の情報発信」事業として、予算を確保して毎年マニュアルを印刷するための費用を計上している。令和3年度における当該事業の予算では、転入者配布用の約11万部を含む、13万部分の増刷経費として4,004,000円が確保された。

しかし、実際に市役所1階の市民情報プラザの閲覧コーナーを訪ねると、市民防災マニュアルは配架されておらず、係員に市民防災マニュアルの存在について尋ねると、バックヤードに保管されているとのことであった。その理由は、自由に持ち帰ることができる資料として配架しておく、不必要であるにもかかわらず大量に持ち帰る市民がいるため、無駄にならないよう、市民防災マニュアルがほしいと係員に声をかけた人にも必要部数を渡しているということであった。

防災意識の啓発というアクションの最終目的からすれば、市民防災マニュアルは、その存在を知らない人にこそ配布されるべきである。例えば、見本誌として数冊を誰でも見られる閲覧コーナーに配架しておき、持ち帰りたい人は受付に声をかけるよう誘導文言を記載しておくことで、無用の持ち帰りを防ぎつつ、市民防災マニュアルの存在を認知してもらう機会を増やすことが可能であると思われる。なお、大

量部数の持ち帰りについても、町内会での配布など、防災意識の啓発に有用な場合が想定される。そのため、一概に大量部数の持ち帰り行為を否定するべきではない。危機管理室は、市民防災マニュアルの配布にかかわる各部署と連携して、積極的な配布を行うべきである。

よって、上記のとおり意見する。

(5) 【意見61】(A P 28- 2) 効果的な情報発信のためのノウハウ集積・新規の啓発方法の検討(市民に対する情報伝達の視点)

危機管理室は、A P 28- 2(必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善)に関し、既存の啓発内容の確認・改善に終始することなく、常に防災意識向上に効果的な手法で、より実効性のあるタイミングで啓発活動を行うことを目標に含めるべきである。

(理由)

A P 28- 2の取組内容は、「必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善」であり、個別施策は「啓発資料の内容見直し」とされ、既存のマニュアル、各種ホームページ等の確認・改善のみをその対象としているように思われる。しかし、A P 28の目的である「防災意識の啓発」を実効的に行うには、既存の媒体・方法のみを利用するのでは足りない。

実際、危機管理室は、A P 28- 2記載のハザードマップや市民防災マニュアル、ホームページ以外でも啓発活動を行っているものであり、これらの取組もA P 28の「防災意識の啓発」における取組に加えるべきである。

また、「防災意識の啓発」を行うにあたっては、より効果的な媒体・方法はないか、より実効性のある情報発信のタイミングはないかを常に検討し、市ないし危機管理室として情報発信のためのノウハウを蓄積するべきである。

例えば、より効果的な媒体として、利用者の多い時流に乗ったSNSを積極的に利用すること、より効果的な方法として、実際の災害時の写真を掲載したり、対策しない場合にどのような事態を引き起こすかを明示することで、市民が具体的な危機感を持てる内容にすること等が考えられる。

より実効性のある啓発活動のタイミングについては、これまでの大阪市防災アプリのダウンロード数の変化が参考になる。危機管理室は、大阪市防災アプリのダウンロード数の日々の変化を記録しているところ、他自治体で災害が発生した時やテレビでの防災特集が放映された時、訓練を実施した時、過去の大規模災害の日等にダウンロード数が大きく増加する傾向があることが明らかになっている。そうであれば、これらのタイミングに合わせて適切な内容の情報発信を行うことが有用であると思われる。

このように、より実効的に防災意識の啓発を行うためには、既存の啓発方法や内容の枠を超えて、新たな手法について常に検討し、積極的な啓発活動を行うことが必要である。

よって、上記のとおり意見する。

(6) 【意見62】(A P 28- 2) 市ホームページの利便性の向上(市民に対する情報伝達の視点)

危機管理室は、A P 28- 2(必要に応じたハザードマップや市民防災マニュアル、各種ホームページ等の啓発内容の確認・改善)に関し、市のホームページのトップページに、バナーを設置する等、防災関連情報へのアクセスを容易にする工夫をされたい。

(理由)

市民生活において、防災関連情報は、必要不可欠であるとともに、平時から啓発が必要な事項である。

現在、大阪市のホームページのトップページから防災関連情報にアクセスするには、トップページ下部の「くらし」アイコンをクリックして表示されるページをさらに下にスクロールして現れる「安全・安心」メニューの中にある「防災」をクリックする必要がある。また、防災意識の啓発に有用な情報は、そこからさらに下の「災害に備える」メニューの下に表示される状況である。防災情報の取得を目的にホームページを訪れた場合には必要情報にアクセス可能であるが、他の目的で訪問した人が、たまたま防災関連情報が掲載されているのを目にしてアクセスする、という可能性はほぼない。

防災意識の啓発は、普段防災について意識していない市民こそ重要な対象になるのであるから、ホームページのトップページに防災関連情報のバナーを設置する等によって、他の目的でホームページにアクセスした市民も防災関連情報へ誘導できるように工夫すべきである。

よって、上記のとおり意見する。

第23【A P 29 各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用】

1 アクションプランの概要

No.	29	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	主担当	危機管理室
事業概要	<p>A P 29は、各部災害応急対策マニュアルに関するものである。</p> <p>各所属は、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならない。幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。本市職員は、災害応急対策活動の実行上の主体として、自らが平素より本市の各種防災マニュアル等の内容を十分に理解し、災害発生時における適切な判断力及び行動力を養う。このため、A P 29は、各所属において、各種マニュアルを必要に応じ見直すとともに、職員参集制度をはじめ、災害応急対策活動計画の周知徹底を図ることを定めるものである。</p>			
枝番 1	目標	災害応急対策活動計画の具体化と継続的な見直し		
	主な取組内容	災害応急マニュアルにある活動要領の内容を確認		
	取組所属	全所属		

2 指摘及び意見

【意見63】（A P 29）進捗管理指標の見直し（P D C Aの視点）

大阪港湾局は、「危機管理マニュアル」や「防災の手引き」の見直しについて、具体的な進捗管理指標を設定されたい。

（理由）

大阪港湾局は、本アクションプランの個別施策シートにおいて、「危機管理マニュアルの継続的な見直し」ならびに「防災の手引きの継続的な見直し」を個別施策（取組内容）として掲げるも、進捗管理指標も「危機管理マニュアルの継続的な見直し」ならびに「防災の手引きの見直し」とされ、進捗評価においては、目標値、取組結果、実績値いずれも「100%」と記載しているが、趣旨が分かりにくい。

アクションプランの目標は、各種マニュアルの見直し並びに職員参集制度をはじめとした災害応急対策活動計画の周知徹底の定期化であるから、マニュアルの見直しや周知徹底の回数等を目標とするなど、具体的な進捗管理指標を設定されたい。

進捗評価										
取組期間	目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の進捗評価	目標に対する進捗評価
R 3	1	1	1	大阪港危機管理マニュアルの継続的な見直し	%	100	100	100	①	A
R 3	1	2	1	防災の手引きの見直し	%	100	100	100	①	A

（大阪港湾局作成の令和3年度A P 29個別施策シートより抜粋）

第24 【A P 30 防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進】

1 アクションプランの概要

No.	30	防潮堤等の耐震化および津波等浸水対策の推進	主担当	建設局 大阪港湾局
事業概要	<p>本アクションは、地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害（津波による浸水等）を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行うこと、大阪府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、堤防・水門等の防潮施設の耐震・液状化対策に早急に取り組むこと、防潮施設等の維持管理・老朽化対策の実施、河川施設の計画的な改修・環境整備を図るものであり、2つの細目（枝番）により構成される。</p> <p>【A P 30-1】 南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外における百数十年に1度の規模の津波（☒1）により浸水する箇所など、中期的に対策すべき堤防等の耐震・液状化対策の実施（令和5年度まで）</p> <p>【A P 30-2】 福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業（国直轄河川事業）」を推進</p>			
枝番1	目標	南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外における百数十年に1度の規模の津波（L1）により浸水する箇所など、中期的に対策すべき堤防等の耐震・液状化対策の実施（令和5年度まで）		
	主な取組内容	<p>【大阪港湾局】 海岸堤防等の耐震対策・液状化対策工事の実施</p> <p>【建設局】 河川堤防等の耐震対策・液状化対策工事の実施</p>		
	取組所属	大阪港湾局、建設局		
枝番2	目標	福町十三線立体交差事業の実施により、耐震対策及び津波や高潮による浸水被害の軽減を目的とする「阪神なんば線淀川橋梁改築事業（国直轄河川事業）」を推進		
	主な取組内容	【建設局】 福町十三線の立体交差事業を実施		
	取組所属	建設局		

2 指摘及び意見

【意見64】（A P 30-1）防潮堤等の耐震化及び津波等浸水対策の推進（政策の統合・調整の視点）

大阪港湾局は、関係機関との協議を進め、海岸堤防等の耐震・液状化対策を早期に実施されたい。

（理由）

ア 東日本大震災を踏まえ、平成25年8月に「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震

災害対策等検討部会」において、長時間揺れが続くマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震では、地盤の液状化に伴い堤防が沈下・破壊し、津波による浸水が市域全体の約3分の1に及ぶ想定が示された。

このため、南海トラフ巨大地震対策の大きな柱に、防潮堤の液状化対策を位置付け、府市の港湾・河川部局が連携して取り組み、平成26年度から10年での整備完了を目指している。

本アクションプランにおいても、「南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、水門内や居住地域外における百数十年に1度の規模の津波(L1)により浸水する箇所など、中期的に対策すべき堤防等の耐震・液状化対策の実施」が、令和5年度までの必須目標とされている。

イ 本アクションプランにかかる令和3年度の個別施策シートには、海岸堤防等の耐震対策・液状化対策工事について、コメント欄を利用して、令和2年度時点では令和5年度までに10.5kmの工事实施が予定されていたが、令和3年度時点では令和6年度以降も含めて9.2kmに計画変更されたこと、変更点として「設計照査(実施設計)による延長減と此花区の直轄事業化の遅れ」と記載されている。このようなコメント欄を利用した記載は、個別施策シートの枠にとらわれず、個別施策の進捗状況や前年度からの変更点を具体的に伝達しようとするものであり、非常に有用と思われる。

ウ 大阪港湾局によれば、「設計照査(実施設計)による延長減」とは、実施設計により耐震対策・液状化対策工事が必要な海岸堤防の全長が減少されたことを指し、「此花区の直轄事業化の遅れ」とは、此花区の一部の地区には石油タンクが多く、高度の技術を要するため、国の直轄事業で耐震化工事を行うよう国に要請しているために事業化が遅れており、その他の区(大正区、港区、住之江区)は令和5年度までに対策完了予定とのことである。

必須施策の実施	目標番号	施策番号	個別施策(取組内容)				
	1	1	海岸堤防等の耐震対策・液状化対策工事の実施				
2	1	河川堤防等の耐震対策・液状化対策工事の実施					
			令和2年度時点 (～R元)3.7+(R2)0.7+(R3)0.4+(R4)2.9+(R5)2.8=10.5Km 令和3年度時点 (～R元)3.7+(R2)0.6+(R3)0.4+(R4)0.4+(R5)0.9+(R6以降)3.2=9.2Km (変更点): 設計照査(実施設計)による延長減と此花区の直轄事業化の遅れ。				
目標番号	施策番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組(R2)	中間取組(R3～R4)	最終取組(R5～R6)
1	1	1	工事实施延長(海岸部)	km	0.7	3.3	2.8
2	1	1	工事实施延長(河川部)	km	0.5	0.6	0.3

(大阪港湾局・建設局作成の令和3年度A P 30の個別施策シートから抜粋)

エ 上記のとおり、個別施策シートに個別施策の変更点や事業化の遅れを反映していることは評価できる。

もっとも、防潮堤等の耐震・液状化対策は南海トラフ巨大地震対策の大きな柱であり、本アクションプランでは、防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組により、令和6年度までに『堤防沈下等による被害をゼロに近づけること』を目指している。

大阪港湾局は、引き続き、関係機関と協議を進め、海岸堤防等の耐震・液状化対策を早期に実施されたい。

第25【A P 31 民間住宅・建築物等の耐震化の促進】

1 アクションプランの概要

No.	31	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	主担当	都市整備局
事業概要	<p>大阪府が定めた「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3改定)では、民間住宅については耐震化率を令和7年までに95%に、多数の者が利用する民間建築物については耐震性の不足するものを令和7年までに概ね解消することが目的とされている。</p> <p>本アクションプランは、同計画に基づき民間住宅等の耐震化の促進を求めるものであり、具体的な取組としては、耐震化に係る普及啓発ないし働きかけ、耐震診断費・耐震改修設計費・耐震改修工事費・除却工事費の補助が行われている。</p>			
枝番1	目標	「大阪市耐震改修促進計画」(R3.3改定)に基づき民間住宅等の耐震化の促進		
	主な取組内容	民間住宅等の耐震化を促進するための支援(防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を活用)		
	取組所属	都市整備局		

2 指摘及び意見

【意見65】(A P 31-1) 進捗管理指標及び目標値の設定(PDCAの視点)

都市整備局は、要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果未報告の解消に向けた取組につき、本アクションプランに基づくものとして、進捗管理の対象とされたい。

(理由)

ア 本アクションでは大阪市耐震改修促進計画(R3.3改定)に基づいて民間住宅等の耐震化を促進することが求められている。

大阪市耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)第6条に基づいて定められたもので、地震による被害から市民の生命と財産を保護するために、市内の住宅・建築物について、耐震診断・耐震改修等を計画的・総合的に促進するための指針である。そして、この計画では、建築物の耐震化の促進のためには住宅・建築物の所有者が自主的に耐震化に取り組む必要があり、大阪市はこうした建物所有者の自主的な取組を支援するとともに、耐震改修促進法を的確に運用する必要があるなどの観点から、4つの基本方針が定められ、その1つとして、耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施があげられている。

この点、耐震改修促進法では、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物で、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物等(要安全確認計画記載建築物)の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所定の期限までに所管行政庁に報告しなければならないこと、また、その報告がなされなかった場合、所管行政庁は、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行うよう命じることができ、報告命令を行った場合にはその旨を公表しなければならないこと、そして、報告命令に違反した者に対しては100万円以下の罰金に処することが定められている(同法第7条、第8条、第43条)。

そこで、大阪市耐震改修促進計画では、耐震改修促進法に基づく規制措置の的確な実施という基本方針のもと、耐震診断結果の報告期限(平成28年12月31日)までに報告を行わず、同法第8条に基づく命令を行った建物所有者に対しては、早急な

報告を求めることとされている。

- イ この点、大阪市では、報告期限までに報告を行わなかった建築物の所有者に対して耐震改修促進法第8条に基づく報告命令を行い、令和4年7月27日時点では7件が報告未了という状況とのことであり、詳細は下記の大阪市のホームページで公表されている。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/cmsfiles/contents/0000452/452880/220930be6.pdf>

また、都市整備局によると、報告命令を受けても報告を行わない要安全確認計画記載建築物の所有者に対しては、概ね毎年度2回文書で報告を促すとともに、状況等に応じて個別のやり取りを行っているとのことであった。

- ウ かかる取組について、都市整備局に尋ねると、アクションプランに定める進捗管理指標「耐震性が不十分な建築物の所有者への働きかけ（DM送付等）」の対象取組には含んではいないとの回答を得た。

しかし、本アクションでは大阪市耐震改修促進計画（R3.3改定）に基づいて民間住宅等の耐震化を促進することが求められており、同計画においては、耐震改修促進法に基づく規制措置を的確に実施するという基本方針のもと、耐震診断結果の報告期限までに報告を行わず、同法第8条に基づく報告命令を行った建築物の所有者に対しては、早急な報告を求めることとされているのであるから、未報告の解消に向けた取組は本アクションプランに基づき当然に求められているといわねばならない。そもそも、耐震診断の実施と結果の報告が要求されるのは、地震によって倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物であるから、これが行われなないことによる大規模災害発生時の市民等の生命身体に対するリスクは高く、明らかに公共の利害に関わるし、耐震改修促進法が報告命令に従わない者に対する刑罰をも定めており、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して報告を強く求めるのが法の態度であることからしても、未報告の解消に向けた取組は強く推進されるべきである。

- エ したがって、報告命令に従わない件数の解消に向けた取組も、本アクションでの取組内容の1つとして進捗管理指標や目標値を設定し、進捗管理の対象とするべきである。

第26【A P 32 市街地の浸水対策】

1 アクションプランの概要

No.	32	市街地の浸水対策	主担当	建設局
事業概要		本アクションは、洪水による堤内地への浸水を防止するため、河川施設の計画的な整備を図ること、浸水被害を最小限に抑えるため、下水道整備等の対策を実施すること、都市施設や避難所等の浸水予防対策の推進を図るものであり、2つの細目（枝番）により構成される。 【A P 32-1】 抜本的な浸水対策として下水道幹線・ポンプ施設の整備 【A P 32-2】 平成23～25年の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進		
枝番1	目標	抜本的な浸水対策として下水道幹線・ポンプ施設の整備		
	主な取組内容	抜本的な浸水対策として下水道幹線、ポンプ施設の新設		
	取組所属	建設局		
枝番2	目標	平成23～25年の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進		
	主な取組内容	1回浸水79地区に対して、下水管のネットワーク化等の下水道施設整備		
	取組所属	建設局		

2 指摘及び意見

【意見66】（A P 32-2）浸水被害軽減対策の推進（政策の統合・調整の視点）

建設局は、雨水貯留施設の整備について、地元関係者との調整に時間を要し、工事着手に遅れが生じたとのことだが、被害発生リスクを考慮すると、速やかに協議を進め、対策を講じるべきである。

（理由）

ア 本アクションは、平成23年～25年の集中豪雨による浸水被害を対象として集中豪雨被害軽減対策の推進を行うものである。

イ 平成23年～25年の集中豪雨では、大阪市内で延べ4812戸の浸水被害が発生した。浸水被害が発生した154地区のうち、3年連続浸水した5地区と、2年連続浸水した35地区は被害軽減対策済みだが、1回浸水した114地区のうち79地区の対策は未了である。

建設局は、「大阪市下水道事業経営戦略 [2021～2030年度]」（令和3年3月）において、計画降雨（1時間あたり60mmの降雨）に対して浸水被害が生じない施設整備を進めるとともに、計画降雨を上回る集中豪雨に対して浸水被害の軽減を図ることを基本方針としており、未対策の79地区に対して、地域特性に応じ、下水管渠の増径布設替え、貯留施設の整備などの集中豪雨被害軽減対策を令和7年度までに行うとしている。

ウ 本アクションプランの個別施策シートにおいても、「1回浸水79地区に対して、下水管のネットワーク化等の下水道施設整備」を必須施策とし、進捗管理指標として、令和3～4年度に32地区、令和5～6年度に32地区における対策を掲げている。

必須施策の 実施	目標 番号	施策 番号	個別施策（取組内容）								
	1	1	抜本的な浸水対策として下水道幹線、ポンプ施設の新設								
	2	1	1回浸水79地区に対して、下水管のネットワーク化等の下水道施設整備。								
	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	短期取組 (R2)	中間取組 (R3～R4)	最終取組 (R5～R6)			
	1	1	1	雨水排水施設能力	%	85.60%	85.60%	87%			
	2	1	1	対策地区数	地区	— (設計)	32地区	32地区			
①	②	③	④	⑤	⑥ 進捗評価		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
取組期間	目標 番号	施策 番号	枝番	進捗管理指標	単位	目標値	取組結果	実績値	個別施策の 進捗評価	目標に対する 進捗評価	
R3	1	1	1	雨水排水施設能力	%	85.6	85.7	85.7	①	A	
R3	2	1	1	対策地区数	地区	9	1	1	②	C	

(建設局作成の令和3年度A P 32個別施策シートから抜粋)

エ 令和3年度の取組結果は、目標値9に対して取組結果1にとどまった。その理由は、令和3年度に実施予定の地区については発注済みであるが、地元関係者との調整に時間を要し、工事着手に遅れが生じたとのことである。しかし、近年、全国各地で集中豪雨による被害が発生している実情からすれば、速やかな対策が求められる。

平成23～25年の集中豪雨からまもなく10年が経過するが、何の対策を講じなければ、再び同様の被害が発生する可能性が高いと思われる。速やかに地元関係者との協議を進め、集中豪雨被害軽減対策を進めるべきである。

よって、上記のとおり意見する。